

定 款 細 則

(1) 定款第28条第1項の「日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する」ものとしては、次のような業務とする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ⑤建設工事請負や物品購入等の契約のうちで、金額が1千万円以下のもの。
- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧予算上の予備費の支出。
- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑪寄付金の受入れに関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(付則)

本細則は、平成15年11月1日から施行します。

本細則は、平成27年10月14日から施行します。

本細則は、平成29年4月1日から施行します。

本細則は、令和3年5月31日から施行します。